

議案第4号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例について

資料一覧

資料番号	資料名	ページ
資料①	新旧対照表	1～6
資料②	港区街づくり推進事務手数料条例 改正概要	7～10
資料③	港区街づくり推進事務手数料条例の申請手数料額について	11～12
資料④	住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（官報抜粋）	13～16
資料⑤	所得税法等の一部を改正する法律（官報抜粋）	17～21

港区街づくり推進事務手数料条例新旧対照表

改正案		現行	
(前略)			
別表(第二条関係)			
<p>一 手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)に基づく事務に係る手数料を除く。)</p>			
事務	名称	額	徴収時期
一～五十の六(略)	(略)	(略)	(略)
五十一租	(略)	(略)	(略)
税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)			
第二十八			
条の四第			
(前略)			
別表(第二条関係)			
<p>一 手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)に基づく事務に係る手数料を除く。)</p>			
事務	名称	額	徴収時期
一～五十の六(略)	(略)	(略)	(略)
五十一租	(略)	(略)	(略)
税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)			
第二十八			
条の四第			

三項第五
号イ若し
くは第七
号イ、第
三十一條
の二第二
項第十四
号ハ、第
六十二條
の三第四
項第十四
号ハ又は
第六十三
條第三項
第五号イ
若しくは
第七号イ
に規定す
る宅地の
造成が優
良な宅地
の供給に
寄与する

三項第五
号イ、同
項第七号
イ、第三
十一條の
二第二項
第十四号
ハ、第六
十二條の
三第四項
第十四号
ハ、第六
十三條第
三項第五
号イ若し
くは第七
号イ又は
第六十八
條の六十
九第三項
第五号イ
若しくは
第七号イ

第三十一 七号ロ、 しくは第 第六号若 四第三項 十八条の 置法第二 税特別措 五十三租 五十二 (略)	ものであ ること について 認定の申 請に対す る審査
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

三十一 号ロ、第 同項第七 第六号、 四第三項 十八条の 置法第二 税特別措 五十三租 五十二 (略)	に規定す る宅地の 造成が優 良な宅地 の供給に 寄与する ものであ ること について 認定の申 請に対す る審査
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

条の二第
二項第十
五号二、
第六十二
条の三第
四項第十
五号二又
は第六十
三条第三
項第六号
若しくは
第七号口
に規定す
る住宅の
新築が優
良な住宅
の供給に
寄与する
ものであ
ること
について
認定の申
請に対す

の二第二
項第十五
号二、第
六十二条
の三第四
項第十五
号二、第
六十三条
第三項第
六号若し
くは第七
号口又は
第六十八
条の六十
九第三項
第六号若
しくは第
七号口に
規定する
住宅の新
築が優良
な住宅の
供給に寄

<p>六十 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する</p>	<p>五十四～五十九 (略)</p>	<p>る審査</p>
<p>長期優良住宅建築等計画の認定を受けた建築物の容積率の特例の許可申請手数料</p>	<p>(略)</p>	
<p>十六万円</p>	<p>(略)</p>	
<p>許可申請のとき。</p>	<p>(略)</p>	
<p>五十四～五十九 (略)</p>	<p>五十四～五十九 (略)</p>	<p>与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

この条例は、令和四年四月一日から施行する。	付則	二・三 (略)	六十 (略)	る審査
			(略)	
			(略)	
			(略)	

		二・三 (略)	六十 (略)	
			(略)	
			(略)	
			(略)	

港区街づくり推進事務手数料条例 改正概要

1. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律について
2. 租税特別措置法について

1. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律について

●長期優良住宅認定制度

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（長期優良住宅法）に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅として所管行政庁が認定する制度（長期優良住宅認定制度）で、住生活の向上や環境への負荷の低減を図ることを目的としています。長期優良住宅として認定されると、税の特例や住宅ローンの金利引き下げ、地震保険料の割引などのメリットがあります。

●長期優良住宅法等の改正（令和3年5月28日公布）

一段階目（令和4年2月20日施行）

（1）分譲マンションにおける申請主体の変更（長期優良住宅法第5条及び第9条）

（2）計画認定申請手続の合理化（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2）

（3）災害リスクの認定基準化（長期優良住宅法第6条）

令和3年第4回定例会で条例改正済

（4）容積率割増許可制度の創設（長期優良住宅法第18条）

今回条例改正

二段階目（令和4年10月1日施行）

（1）建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の創設（長期優良住宅法第5条）

●港区街づくり推進事務手数料条例

上記、法改正のうち一段階目（4）容積率割増許可制度の創設により、その許可申請手数料額を新たに160,000円と定めます。（別表1の部60の項）

長期優良住宅法における容積率割増許可制度について

●概要

長期優良住宅建築等計画の認定を受けた建築物において、一定の敷地面積を有し、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、建ぺい率、容積率、高さについて総合的配慮がなされていることにより市街地環境の整備改善に資すると認めて許可した場合に、容積率が緩和されます。

●主な審査項目について



●容積率の割増しの上限について

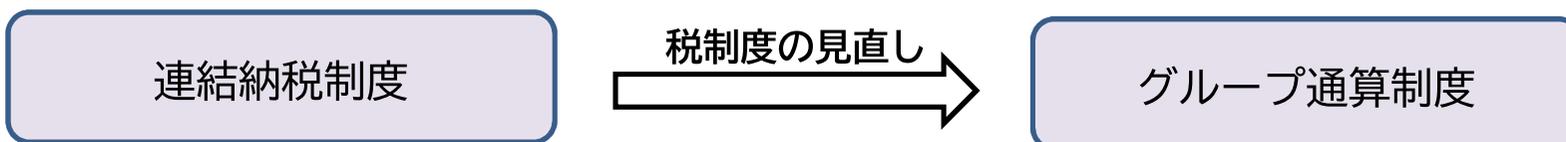
基準容積率の0.5倍又は200%まで（全体の容積率は1,000%まで）

2. 租税特別措置法について

●優良宅地認定制度及び優良住宅認定制度

一般に、土地を譲渡した場合の土地譲渡利益に対しては、土地の投機的取引を抑制するため、租税特別措置法の規定により、所得税や法人税について一定の重課がなされていますが、優良な宅地造成や住宅の供給など、投機的な取引に当たらない譲渡として認定を受けることで、例外措置が適用されます。

●所得税法等の改正(令和2年3月31日公布、下記については令和4年4月1日施行)



租税特別措置法第68条の7から68条の112(連結法人に関する条文)が削除されます。

●港区街づくり推進事務手数料条例

優良宅地造成認定申請(別表1の部51の項)及び優良住宅新築認定申請(別表1の部53の項)に関する規定のうち、該当する条文(租税特別措置法第68条の69)の記載を削除します。

- ・優良宅地造成認定申請 法第68条の69第3項第5号イ (都知事の認定の場合)
同項第7号イ (特別区の区長の認定の場合)
- ・優良住宅新築認定申請 法第68条の69第3項第6号 (都知事の認定の場合)
同項第7号ロ (特別区の区長の認定の場合)

※上記、都知事の認定事務については、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により特別区の事務になっています。

港区街づくり推進事務手数料条例の申請手数料額について

申請手数料は、人件費及び物件費により構成されています。

$$\boxed{\text{申請手数料※}} = \boxed{\text{人件費}} + \boxed{\text{物件費}}$$

※手数料は、100円未満を切り捨てて算出しています。

人件費について

各申請に対し、その内容に応じて受付、書類審査、事務処理等に要する標準的な時間を設定し、それに時間単価を掛け人件費としています。

《 令和2年度決算による人件費時間単価の算出方法 》

$$\begin{aligned} \text{令和2年度決算額を基にした一般職員1人当たりの人件費} &= 7,527 \text{ 千円} \\ \text{人件費単価} &= 7,527 \text{ 千円} \div 243 \text{ 日} \div (60 \text{ 分} \times 7.75 \text{ 時間}) \\ &= 66.61 \text{ 円/分} \end{aligned}$$

物件費について

物件費は、消耗品のほか、通信費、印刷製本費により構成されています。

- 通信費： 申請者又は代理人との連絡時の電話代などです。
- 印刷製本費： 申請書の様式その他関係書類の印刷代です。

手数料の算出について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査（別表1の部60の項）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）	
1,758分×66.61円/分	= 117,100円
② 物件費	= 14,630円
③ その他経費（委員報酬等）	= 28,300円
合計（①+②+③）	= 160,030円
⇒ 手数料	160,000円

〔法務省設置法の一部改正〕

第十九条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第十條第一項第一号中「第二十四條第一項第三号」の下に「並びに第六十四條第一項第二号(同法第六十六條第一項の規定による決定を受けた場合に限る。)及び第三号」を加える。

内閣総理大臣 菅 義偉
総務大臣 武田 良太
法務大臣 上川 陽子

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年五月二十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第四十八号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十八条」に、「第十八条・第十九条」を「第十九条・第二十条」に、「第二十条」を「第二十一条」に改める。

第五条第一項中「の建築を」を「区分所有住宅(二以上の区分所有者(建物の区分所有者等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。)が存する住宅をいう。以下同じ。)を除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。)の建築を」に、「維持保全を」について長期優良住宅として維持保全に改め、同条第二項中「建築後の住宅を譲り受けてその維持保全を行うとする者(以下「譲受人」という。))に譲渡しよう」を「その建築後の住宅を他の者に譲渡してその者(以下この条、第九条第一項及び第十三条第二項において「譲受人」という。))において当該建築後の住宅について長期優良住宅として維持保全を行うとする場合における当該譲渡をしよう」に、「以下「分譲事業者」を「次項、第九条第一項及び第十三条第二項において「一戸建て住宅等分譲事業者」に改め、同条第四項第四号中「又は第二項」を「第二項又は前項」に改め、同号ハを削り、同項第五号中「前項」を「第三項又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 住宅(複数の者に譲渡することにより区分所有住宅とするものに限る。)の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、当該区分所有住宅の管理者等(建物の区分所有者等に関する法律第三条若しくは第六十五条に規定する団体について同法第二十五条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定により選任された管理者又は同法第四十七條第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定による法人について同法第四十九條第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定により置かれた理事をいう。以下同じ。において

当該建築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行うとする場合における当該譲渡をしようとする者(第九条第三項及び第十三条第三項において「区分所有住宅分譲事業者」という。))は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

5 区分所有住宅の増築又は改築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、その増築又は改築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行うとする当該区分所有住宅の管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

第六条第一項中「第三項まで」を「第五項まで」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「前条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「又は第二項」を「第二項又は第五項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであること。

第六条第二項中「第三項」を「第五項」に改める。
第七條中「第五條第四項第四号ハ(一)に規定する団体若しくは法人又は同号ハ(二)に規定する他の者(第十四條第二項において「管理組合等」という。))であつて、当該長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されたものを含む。」を削る。
第九条第一項中「分譲事業者」を「一戸建て住宅等分譲事業者」に改め、「以下「計画の認定」という。」を削り、「第五条第四項第四号イからハまで」を「第五条第六項第四号イ及びロ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があつた場合における同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九条第一項の規定による第八條第一項の変更の」とする。
第九条に次の二項を加える。

3 第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第五条第六項第四号イ及びロに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該管理者等と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。

4 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があつた場合における同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九条第三項の規定による第八條第一項の変更の」とする。
第十条中「計画の認定を」を「第六条第一項の認定(第五条第五項の規定による申請に基づくもの)を除き、第八条第一項の変更の認定(前条第一項の規定による第八條第二項の変更の認定を含む。))を含む。」を「(以下「認定計画実施者」という。))を削り、「計画の認定に」を「当該認定に」に改め、同条第一号中「認定計画実施者」を「当該認定を受けた者」に改め、同条第二号中「認定計画実施者」を「当該認定を受けた者」に、「第五條第四項第四号イ」を「第五條第六項第四号イ」に改める。

第十一条第一項中「認定計画実施者」を「第六条第一項の認定(第八条第一項の変更の認定(第九条第一項又は第三項の規定による第八條第一項の変更を含む。))を含む。第十四条において「計画の認定」という。を受けた者(以下「認定計画実施者」という。))に改める。
第十二條中「及び」を「又は」に改める。

第十三条第一項中「及び」を「又は」に改め、同条第二項中「分譲事業者」を「戸建て住宅等分譲事業者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 所管行政庁は、認定計画実施者（第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者に限る。）が、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたにもかかわらず、第九条第三項の規定による第八條第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることが出来る。

第十四条第一項に次の一号を加える。

三 認定長期優良住宅建築等計画（第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けたものに限る。以下この号において同じ。）に基づく建築に関する工事が完了してから当該建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されるまでに通常必要と認められる期間として国土交通省令で定める期間内に認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されないとき。

第十四条第二項中「当該認定長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されていた管理組合等を含む。」を削る。

第二十条第一項中「をした」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条を第二十一条とし、第五章中第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第四十章中第十九条の欠の欠の一条を加える。

（容積率の特例）

第十八条 その敷地面積が政令で定める規模以上である住宅のうち、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅であつて、建築基準法第二十五条に規定する特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建築率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。）及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、同法第五十二条第一項から第九項まで又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとする。ことができる。

2 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項、第九十四条並びに第九十五条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

第二条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「長期優良住宅建築等計画の一を「長期優良住宅建築等計画等の」に、「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に改める。

第四条第一項中「以下」の下に「この条及び第六条第一項第八号において」を加え、同条第二項第三号中「長期優良住宅建築等計画」の下に「及び同条第六項に規定する長期優良住宅維持保全計画」を加え、同条第三項中「以下」の下に「この項において」を加え、「確保されることにより」を削り、「が図られ」を「並びに」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第三章の章名中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

第五条の見出しを「長期優良住宅建築等計画等の認定」に改め、同条第六項中「には」を「又は長期優良住宅維持保全計画には」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「建築をしようとする」を削り、同項第四号中「前項」を「第五項」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 長期優良住宅維持保全計画にあつては、次に掲げる事項

イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法及び期間

ロ 当該認定後の住宅の維持保全に係る資金計画

第五条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 住宅（区分所有住宅を除く。以下この項において同じ。）のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の所有者その他当該住宅の維持保全の権原を有する者（以下この項において「所有者等」という。）において長期優良住宅として維持保全を行うおうとする場合には、当該所有者等は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の維持保全に関する計画（以下「長期優良住宅維持保全計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

7 区分所有住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該区分所有住宅の管理者等において長期優良住宅として維持保全を行うおうとする場合には、当該管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅維持保全計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

第六条第一項中「第五項まで」を「第七項まで」に、「が次に」を「又は長期優良住宅維持保全計画が次に」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「建築をしようとする」を「当該申請に係る」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 前条第六項又は第七項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するため誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合すること。

ロ 当該認定後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。

ハ 第六条に次の一項を加える。

8 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の八に規定する認定管理計画のうち国土交通省令で定める維持保全に関する基準に適合するものに係る区分所有住宅の管理者等が前条第五項の長期優良住宅建築等計画又は同条第七項の長期優良住宅維持保全計画の認定の申請をした場合における第一項の規定の適用については、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画にあつては同項第五号に掲げる基準に、当該申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあつては同項第七号に掲げる基準に、それぞれ適合しているものとみなす。

第八条の見出しを「認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更」に改め、同条第一項中「の変更」を「又は長期優良住宅維持保全計画の変更」に改める。

第九条第一項及び第三項中「第五条第六項第四号イ」を「第五条第八項第四号イ」に改める。

第十条中「第五条第五項」の下に「又は第七項」を加え、同条第二号のように改める。

二 当該認定を受けた者から、次に掲げる住宅の所有権その他当該住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者

イ 認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅（当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第五号第八項第四号イ（第八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する建築後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。）

ロ 第六条第一項の認定（第八条第一項の変更を含む。）を受けた長期優良住宅維持保全計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅維持保全計画」という。）に基づき維持保全が行われ、又は行われた住宅（当該認定長期優良住宅維持保全計画に記載された第五号第八項第六号イ（第八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する当該認定後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。）

第十一条第一項中「の建築」を「前条第二号イ又はロに掲げる住宅をいう。以下同じ。」の建築」に改め、「維持保全」の下に「同号ロに掲げる住宅にあつては、維持保全」を加える。

第三十四条第一項中「第三項」の下に「及び次条」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により住宅紛争処理支援センターが同項各号に掲げる業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる住宅品質確保法の規定(同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする)のほか、住宅品質確保法の規定(罰則を含む)の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十二条第三項	第十條第二項及び第三項、第十條第二十二條並びに	第十九條、第二十二條及び
第八十四条第一項	支援等の業務に	支援等の業務及び特別支援等の業務
第八十四条第二項及び第三項並びに第八十六条	支援等の業務	支援等の業務及び特別支援等の業務
第八十五条第一項、第八十九条、第九十一条第一項第九号及び第六号並びに第九十三条	支援等の業務	支援等の業務又は特別支援等の業務

第八十五条第二項	の支援等の業務	の支援等の業務又は特別支援等の業務
第九十一条	支援等の業務	支援等の業務若しくは特別支援等の業務

第四十三條中「第三十九條又は第四十一條」を「第四十條又は第四十二條」に改め、同條を第四十四條とし、第四十二條を第四十三條とする。

第四十一條中「をした」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同條を第四十二條とし、第四十條を第四十一條とする。

第三十九條中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同條各号中「者」を「とき」に改め、同條を第四十條とし、第六章中第三十八條を第三十九條とし、第三十五條から第三十七條までを一條ずつ繰り下げる。

第五十條中第三十四條の次に次の一條を加える。

(調査研究事業への協力)

第三十五條 保険法人は、前条第一項第三号に掲げる業務及び住宅品質確保法第八十三條第一項第八号に掲げる業務(特定住宅瑕疵の発生防止に関するものに限る)の実施に関し住宅紛争処理支援センターから必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めるものとする。

第一條 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五條の規定 公布の日

二 第三條(住宅の品質確保の促進等に関する法律の目次の改正規定、同法第六條の次に一條を加える改正規定、同法第十四條の改正規定及び同法第一百一條第一号の改正規定を除く)及び第五條(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の目次の改正規定(「新築住宅」を「新築住宅等」に改める部分に限る)、同法第五章の章名の改正規定及び同法第三十三條第一項の改正規定を除く)の規定並びに附則第三條、第四條、第七條及び第八條の規定 令和三年九月三十日

三 附則第九條の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六十二号)の施行の日又はこの法律の施行の日(次条において「施行日」という。)のいずれか遅い日

四 第二條、第四條及び第五條(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の目次の改正規定(「新築住宅」を「新築住宅等」に改める部分に限る)、同法第五章の章名の改正規定及び同法第三十三條第一項の改正規定に限る)の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二條 施行日前にされた第一條の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律(次項及び第三項各号において「改正前長期優良住宅法」という)第五條第一項から第三項までの規定による認定の申請であつて、この法律の施行の際、まだその認定をすることがどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

政令

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年十月四日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百八十一号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年二月二十日とする。

国土交通大臣 赤羽 一嘉
内閣総理大臣 菅 義偉

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年十月四日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百八十二号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十八条第一項、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十三条、第三十五条第一項第二号及び第三十六条並びに不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を同法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（容積率の特例の対象となる住宅の敷地面積の規模）

第五条 法第十八条第一項の政令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

地域又は区域	敷地面積の規模 (単位: 平方メートル)
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域若しくは田園住居地域又は同号に規定する用途地域の指定のない区域	一、〇〇〇
都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域	五〇〇
都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域又は商業地域	三〇〇

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第二条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。
第二条の五中第二十八号を第四十号とし、第二十三号から第二十七号までを十二号ずつ繰り下げ、第二十二号の二を第三十四号とし、第二十号から第二十二号までを十一号ずつ繰り下げ、第十九号の二を第三十号とし、第十九号を第二十九号とし、第十八号の二を第二十八号とし、第十八号を第二十七号とし、第十七号を第二十六号とし、第十六号の二を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十八条第一項の許可

第二条の五中第十六号を第二十三号とし、第八号から第十五号までを七号ずつ繰り下げ、第七号の二を第十四号とし、第七号を第十三号とし、第六号の四を第十二号とし、第六号の三を第十一号とし、第六号の二を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の四を第八号とし、第五号の三を第七号とし、第五号の二を第六号とする。

第三条第一項中第三十七号を第六十二号とし、第三十四号から第三十六号までを二十五号ずつ繰り下げ、第三十三号の二を第五十八号とし、第三十一号から第三十三号までを二十四号ずつ繰り下げ、第三十号の二を第五十四号とし、第二十六号から第三十号までを二十三号ずつ繰り下げ、第二十五号の二を第四十八号とし、第二十五号を第四十七号とし、第二十四号の二を第四十六号とし、第二十四号の二を第四十五号とし、第二十三号の二を第四十四号とし、第二十一号から第二十三号までを二十号ずつ繰り下げ、第二十号の二を第四十号とし、第二十号を第三十九号とし、第十九号の二を第三十八号とし、第十九号を第三十七号とし、第十八号の六を第三十六号とし、第十八号の五を第三十五号とし、第十八号の四を第三十四号とし、第十八号の三を第三十三号とし、第十八号の二を第三十二号とし、第十八号を第三十一号とし、第十七号の三を第三十号とし、第十七号の二を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項
第三条第一項中第十七号を第二十七号とし、第十三号から第十六号までを十号ずつ繰り下げ、第十二号の五を第二十二号とし、第十二号の四を第二十一号とし、第十二号の三を第二十号とし、第十二号の二を第十九号とし、第八号から第十二号までを六号ずつ繰り下げ、第七号の二を第十三号とし、第七号を第十二号とし、第六号の四を第十一号とし、第六号の三を第十号とし、第六号の二を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の三を第七号とし、第五号の二を第六号とする。

四十二)

例)第六十八條の六十二の二)

十八條の六十三の二)

第六十八條の六十五)

十八條の六十九)

第六十八條の七十六)

條の八十五)

計算の特例(第六十八條の八十六)

八・第六十八條の八十八の二)

八十九)

第六十八條の八十九の三)

十八條の九十三)

(第六十八條の九十三の二)第六十八條の九十三の五

十一)第六十八條の六)に改める。

第二條第二項第十号の四中「連結親法人」を「通算親法人」に改め、同項第十号の五中「連結子法人」を「通算子法人」に改め、同項第十号の六中「連結法人」を「通算法人」に改め、同項第十号の七中「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に改め、同項第九号を削り、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号の三を同項第十八号とし、同項第二十号の二から第二十二号までを削り、同項第二十二号の二を同項第二十一号とし、同項第二十二号の三を削り、同項第二十三号を同項第二十二号とし、同項第二十四号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十六号の二を同項第二十六号とし、同項第二十七号の二を削り、同項第二十八号中「第二條第三十七号」を「第二條第三十六号」に改める。

第二條の二第三項中「第四條の六第二項、第四條の七及び第四條の八」を「第四條の二第二項、第四條の三及び第四條の四」に改める。

第三條の三第五項、第六條第三項、第八條の三第五項及び第九條の二第四項中「及び第八十一條の十四第一項」を削る。

第九條の三の二第七項中「(以下「調整対象所得税相当額」という。))及び」と、同法第八十一條の十四第一項中「を除く」とあるのは「調整対象外国税相当額を除く。」を除くものとし、当該連結法人が交付を受ける上場株式等の配当等に係る調整対象所得税相当額を加える」と、同法第八十一條の十五の二第一項中「収益の分配の支払」とあるのは「収益の分配の支払又は上場株式等の配当等の交付」と「金額」とあるのは「金額及び当該上場株式等の配当等に係る調整対象外国税相当額」を削る。

第九條の六第四項、第九條の六の二第四項、第九條の六の三第四項及び第九條の六の四第四項中「、第八十一條の十五の二第一項」を削る。

第九條の七第一項中「又は同條第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削る。

第十條第七項第七号中「第四十二條の四第八項第七号」を「第四十二條の四第十九項第七号」に改める。

第四十條第四項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

を「第八節 その他の特例(第六十六條の

第四十條の四第一項中「第二條第二項第十八号」を「第二條第二項第十九号」に改め、同條第二項第二十号(1)及び第三号(1)中「、第六十八條の九十一項各号に掲げる連結法人」を削り、同條第十三項中「第四條の六第二項及び第四條の七」を「第四條の二第二項及び第四條の三」に改める。

第四十條の七第一項中「第二條第二項第十八号」を「第二條第二項第十九号」に改め、同條第十四項中「第四條の六第二項及び第四條の七」を「第四條の二第二項及び第四條の三」に改める。

第四十一條の九第四項、第四十一條の十二第四項及び第四十一條の十二の二第七項中「及び第八十一條の十四第一項」を削る。

第四十二條の四第一項中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同條第二項中「第六十六條第六項第二号」を「第六十六條第五項第二号」に改め、同項第一号中「から同日」を「(以下この号において「設立日」という。))から当該設立日」に改め、「こと」の下に「当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人のいずれかの適用年度終了の日を含む事業年度が当該他の通算法人の設立日から当該設立日以降十年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に該当しない場合を除く。」を加え、同項第二号中「限る」を「限るものとし、当該法人が通算法人である場合には当該法人の法人税法第六十四條の七第二項に規定する特定欠損金額を除く。以下この号において「純損失等の金額」という。))に改め、「こと」の下に「当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人のいずれかの適用年度(当該法人に係る通算親法人の前項に規定する事業年度終了の日を終了するものに限る。))終了の日を終了する事業年度終了の時に純損失等の金額がある場合を含む。」を加え、同條第四項中「ものを」を「もの(通算法人である通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者である場合には、当該通算法人である法人を含む。))を」に、「で」を「(当該農業協同組合等が通算親法人である場合には、他の通算法人の全てが中小企業者に該当するものとして政令で定めるものに限る。))で」に改め、同條第十一項を削り、同條第十三項中「又は第七項」を「第七項又は第十三項(第十八項において準用する場合を含む。))」に改め、同項第二号中「期間」の下に「(通算子法人にあつては、同條第五項第一号に規定する期間)」を加え、同項第一号を「同條第一項第一号」に改め、同項を同條第二十三項とし、同條第十二項中「又は第七項」を「第七項及び第十三項(第十八項において準用する場合を含む。))」に、「及び第七項」を「第七項及び第十三項(第十八項において準用する場合を含む。))」に改め、同項を同條第二十二項とし、同條第十項を同條第二十一項とし、同條第九項を同條第二十項とし、同條第八項第二号イ中「並びに第四十二條の五の二第二項」を「第四十二條の五の二第二項並びに第四十二條の十四第一項」に改め、同項第三号中「及び第十一項」を削り、同項第五号中「開始の日前三年以内に開始した各事業年度」を「第八項第三号の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の適用年度、開始の日から適用年度開始の日までの期間内に開始した各事業年度」に改め、当該適用年度開始の日前三年以内に開始した連結事業年度(以下この号において「三年以内連結事業年度」という。))にあつては当該三年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額とし、「及び三年以内連結事業年度にあつては、当該法人の当該三年以内連結事業年度の月数。以下この号において同じ。))」を削り、「場合には」を「場合には」に改め、「とする」を削り、「を当該三年以内」を「を」に改め、「(三年以内連結事業年度の数を含む。))」を削り、「を」を「(同項第三号の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度開始の日が当該通算法人の設立の日である場合のうち政令で定める場合には、零。をいう。))」に改め、同項第八号中「その他」を「、基準年度において通算法人に該当することその他」に改め、同項第十一号中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合は、当該連結事業年度」を削り、同項を同條第十九項とし、同條第七項の次に次の十一項を加える。

8 通算法人に係る第一項又は第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 通算子法人(当該通算子法人に係る通算親法人の第一項又は第四項に規定する事業年度終了の日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。))については、第一項中「事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。))とあるのは「事業年度」と、第四項中「解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは「を除く」とする。

第六十七條の十五第二項の表第五十七條第一項ただし書及び第五十八條第一項ただし書の項中「及び第五十八條第一項ただし書」を削り、同条第三項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「第七項の」を「第六項の」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第六十七條の十六第四項中「第二條第二項第十八号」を「第二條第二項第十九号」に改める。
第六十七條の十八第四項中「(当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該内国法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。)を削り、前事業年度等」を「前事業年度」に改める。

第六十八條第二項中「同条第五項中」を「同条第十二項中」に改め、「第四項、第七項及び」に改める。
第六十八條の三第一項及び第二項並びに第六十八條の三第三項中「第六十一條の十三第一項」を「第六十一條の十一」に改める。

第六十八條の三の二第二項中「第四條の七」を「第四條の三」に、「第四條の七第一号」を「第四條の三第一号」に改め、同条第二項の表第二十三條第一項の項中「第四條の七」を「第四條の三」に改め、同表第五十七條第一項ただし書及び第五十八條第一項ただし書の項中「及び第五十八條第一項ただし書」を削り、同条第三項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「第七項の」を「第六項の」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条第七項中「第四條の七」を「第四條の三」に改める。

第六十八條の三の三第一項中「第四條の七」を「第四條の三」に、「第四條の七第一号」を「第四條の三第一号」に改め、同条第二項の表第二十三條第一項の項中「第四條の七」を「第四條の三」に改め、同表第五十七條第一項ただし書及び第五十八條第一項ただし書の項中「及び第五十八條第一項ただし書」を削り、同条第三項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「第七項の」を「第六項の」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条第七項中「第四條の七」を「第四條の三」に改める。

第六十八條の四「第七十五條の三第二項」を「第七十五條の四第二項」に、「第十九條の二第二項」を「第十九條の三第二項」に改め、「(次節から第二十五節までを除く。）」を削り、「第七十五條の三第一項」を「第七十五條の四第一項」に改め、「第九節から第二十五節までを除く。第三項において同じ。）」を削り、「同項において同じ。）」を削り、「同法第六十八條の四(一)」を「第三項において同じ。）」に改め、「(第九節から第二十五節までを除く。同項において同じ。）」を削る。

第六十八條の五「第八條又は第十條の二」を「第七條又は第九條」に改める。
第六十八條の七及び第三章第九節から第二十五節までを削る。

第九十三條第一項第二号中「同法第八十一條の二十三第二項並びに第八十一條の二十四第三項及び第六項において準用する場合」を削り、「第十九條第五項」を「第十九條第四項」に改め、同項第四号中「第四十五條の二第五項」を「第四十五條の二第四項」に改める。

第九十八條の表の都道府県の項中、「第六十八條の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務」を削り、同表の市町村の項中、「第六十八條の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務」を削る。

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正)
第十七條 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「第四條の六第二項、第四條の七及び第四條の八」を「第四條の二第二項、第四條の三及び第四條の四」に改める。

第十四條第一項中「若しくは各連結事業年度(法人税法第十五條の二に規定する連結事業年度をいう。以下この章において同じ。))の連結所得(同法第二條第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下この章において同じ。))を削り、同条第二項第二号中「又は第六十八條の八十八第二項」を削り、同条第三項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第三十條第一項中「若しくは当該連結事業年度の同法第八十一條の十五第一項に規定する連結国外所得金額(同号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項及び第三十二條第三項において同じ。))を削り、若しくは当該連結事業年度の同法第八十一條の十五第一項に規定する連結国外所得金額に係る」を「に係る」に改める。

第三十一條第三項中「又は各連結事業年度」及び「又は同法第八十一條の十五」を削る。
第三十二條第一項中「若しくは同法第三十二号に規定する連結確定申告書」を削り、「第二條第十六号」を「第二條第十五号」に、「第六十七條の十八第一項、第六十八條の八十八第一項若しくは第六十八條の百七の二第二項」を「若しくは第六十七條の十八第一項」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、同条第二項中「若しくは内国法人」を「内国法人」に改め、「各連結事業年度の連結所得の金額」及び「各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額」を削り、同条第三項中「若しくは各連結事業年度の同法第八十一條の十五第一項に規定する連結国外所得金額」及び「各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額」を削り、同条第四項中「又は連結所得の金額」を削り、同条第五項中「第八十條の二」を「第八十二條」に改め、「同表法人税法第八十二條の項中「租税条約等実施特例法」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二條第二項又は第三項(国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等)において準用する租税条約等実施特例法」とを削る。

第三十三條第三項中「第九十三條第三項」を「第九十五條」に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改め、同条第四項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。
第三十五條中「又は第六十八條の八十八第一項」及び「これらの規定」を「同項」に改める。
第三十六條第一項中「又は第六十八條の八十八第一項」及び「又は第六十八條の八十八第二十八項第一号」を削り、同法第六十六條の四第二十七項第三号又は第六十八條の八十八第二十八項第三号を「同項第三号」に改め、「(当該法人が連結法人(法人税法第二條第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下この章において同じ。))である場合には、当該連結法人に係る連結親法人(法人税法第二條第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この章において同じ。))を削り、「(国税通則法)を(同法)に改める。」

第三十七條第一項中「第六十七條の十八第一項若しくは第六十八條の百七の二第一項」を「若しくは第六十七條の十八第一項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、「又は第六十八條の八十八第一項」及び「若しくは同法第六十八條の百七の二第一項」を削り、同法第六十八條の八十八第一号及び「若しくは同法第六十八條の百七の二第二十七項第三号又は第六十八條の八十八第二十八項第一号」とあるのは「二」を「同項第三号」とあるのは「同法」に改め、「若しくは同法第六十八條の百七の二第三項において準用する同法第六十八條の八十八第二十八項第三号」を削る。

第四十一條の二第一項中「第十條の五第七項第一号」を「第十條の五第八項第一号」に改め、「(その)の下に「営業所等(一)を、営業所等」の下に「をいう。第三項において同じ。))」を加え、同項第三号を「租税条約等実施特例法第十條の五第八項第三号」に、「次項及び第四項」を「以下この条」に改め、同条第二項第一号中「第十條の五第七項第七号」に規定する組合契約によつて成立する組合の同項第六号を「第十條の五第八項第六号イからハまでに掲げるものに係る同号」に、「特定組合員」を「特定組合員等」に改め、同項第二号中「第十條の五第七項第四号」を「第十條の五第八項第四号」に改め、同条第十項中「第八項」を「第九項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 租税条約等実施特例法第十條の七第一項の規定は報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者若しくはその関係者又は当該報告金融機関等が当該特定取引に係る契約に関する報告事項について第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行った場合又はその行為がなかつたならば同項の規定により提供されたて

二 第十七条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三条第三項の改正規定及び附則第三百三十一條第一項の規定
 三 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十三条第四項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に一号を加える改正規定及び同条第五項の改正規定
 四 第二十二條中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の三に後段を加える改正規定

三 次に掲げる規定 令和三年四月一日

イ 第十八条中酒税法第七条の改正規定

ロ 第十五条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第三十七條の十四の改正規定(同条第五項第一号中「代えて行う」の下に「電磁的方法」を、「利用する方法」の下に「をいう。以下この条において同じ。」「を加える部分、同号イに係る部分、同号ロに係る部分、同条第十八項中「者は」の下に、「当該金融商品取引業者等の営業所の長に「を加える部分(同項中)を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなれば」を「の提出(当該金融商品取引業者等変更届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該金融商品取引業者等変更届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類(第三十七條の十一の四第一項に規定する住所等確認書類をいう。第十六項において同じ。の提示又はその者の特定署名用電子証明書等(同条第一項に規定する特定署名用電子証明書等をいう。第十六項において同じ。の送信と併せて行われるものを含む。以下第十五項までにおいて同じ。))を「の提出をした」に改める部分、同条第二十一項に係る部分、同条第二十三項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十七項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第二十九項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第三十一項中「非課税口座廃止届出書を」を削り、「提出した」を「非課税口座廃止届出書の提出をした」に改める部分及び同条第三十三項中「平成三十五年」を「令和五年」に、「二十歳」を「十八歳」に改める部分を除く。)、同法第三十七條の十四の第二十八項の改正規定、同法第四十二條の二の二の改正規定及び同法第四十二條の三の第四項の改正規定並びに附則第六十八條第一項から第三項まで、第六十八條及び第六十九條の規定

四 次に掲げる規定 令和四年一月一日

イ 第一条中所得税法第六十七條(見出しを含む)の改正規定、同法第二百二十條第四項第二号の改正規定、同条第六項の改正規定、同法第六十六條の改正規定及び同法第二百三十二條の改正規定並びに附則第五條、第七條第二項及び第三項並びに第十一條の規定

ロ 第六條中消費税法第十八條(見出しを含む)の改正規定及び附則第四十三條の規定
 ハ 第十五条中租税特別措置法第二十五条の二第三項の改正規定及び同法第四十一條の二十一、第二十八條中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十條の五第四項の改正規定、同条第六項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定及び同法第十條の七第一項の改正規定並びに附則第三百三十二條第二項から第四項までの規定

五 次に掲げる規定 令和四年四月一日

イ 第二条の規定及び附則第十三條の規定

ロ 第三条の規定(同条中法人税法第五十二條第一項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く。))及び同法第五十四條第一項の改正規定を除く。並びに附則第十四條から第十八條まで、第二十条から第三十七條まで、第四百三十九條(地価税法(平成三年法律第六十九號)第三十二條第五項の改正規定に限る。)、第四百四十三條、第四百五十條(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二百六十條の二第十六項の改正規定に限る。)、第五百五十一條から第五百五十六條まで、第

百五十九條から第六十二條まで、第六十三條(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第三十一號)第五十八條第一項の改正規定に限る。)、第六十四條、第六十五條及び第六十七條の規定
 ハ 第四条の規定(同条中地方法人税法第二十六條第二項の改正規定を除く。及び附則第三十八條から第四十條までの規定
 ニ 第五条中相続税法第六十四條第五項の改正規定
 ホ 第七条の規定及び附則第四十七條の規定
 ハ 第十三條の規定(同条中相続税法第四十六條第六項の改正規定、同法第七十條の改正規定、同法第七十一條第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「(定義)」を削る部分に限る。))、同法第七十二條第一項の改正規定及び同法第七十四條の十一第一項の改正規定を除く。))
 ト 第十四条中国税徴収法第三十六條第三号の改正規定
 チ 第十五条中国税特別措置法第三十七條の十四第三十三項の改正規定(「二十歳」を「十八歳」に改める部分に限る。))並びに附則第六十八條第七項及び第八項並びに第八十七條第二項の規定
 リ 第十六條の規定並びに附則第一百二十二條から第三十條まで、第四百四十一條、第四百四十七條、第四百五十條(地方自治法第二百六十條の二第十六項の改正規定を除く。)、第五百五十八條及び第六百六十六條の規定

又 第十七條の規定(同条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三條第三項の改正規定、同法第四十一條の二の改正規定及び同法第四十七條の改正規定を除く。))

ル 第十八條中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第二条の二第三項の改正規定、同法第四條第二項、第四項及び第六項の改正規定並びに同法第七条の改正規定

ロ 第二十一條の規定

ワ 第二十三條の規定及び附則第三百三十六條の規定

カ 第二十四條の規定

コ 第二十五條の規定

タ 第二十六條中所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三號)附則第四十一條第一項の表の改正規定

レ 第二十七條の規定

ソ 第二十八條中所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五號)附則第九十三條第二項の改正規定

ツ 第二十九條中所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四號)附則第六十八條の改正規定及び同法附則第六十九條の改正規定(同条第十一項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める部分を除く。))並びに附則第三百三十七條の規定

ネ 第三十條中所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七號)附則第二十八條の改正規定(同条第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める部分及び同条第二項第二号に係る部分を除く。)、同法附則第四十四條の改正規定(同条第一項に係る部分(第六項)を「第七項」に改める部分を除く。))及び同条第三項に係る部分を除く。及び同法附則第八十九條第五項の改正規定並びに附則第三百三十八條第一項から第四項までの規定

ナ 第三十一條中所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六號)附則第五十二條第五項の改正規定及び同法附則第五十三條の改正規定

六 第一条中所得税法第二條第二項第三十四號の二の改正規定、同法第二百二十條第三項の改正規定、同法第九十四條の改正規定(同条第一項第二号に係る部分を除く。)、同法第九十五條第一項第四号の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第二百三十三條の六第一項第六号の改正規定及び同条第三項の改正規定並びに附則第三條、第七條第一項、第八條第八項及び第九條第三項の規定

令和五年一月一日